

住宅再建のための支援制度 早見表

久慈市では、東日本大震災で被災された方々の住宅再建のための支援制度を設けています。以下のとおり支援制度の『早見表』をまとめました。手続きなどの詳しい内容については、担当課へお問い合わせください。

●受付 平成31年3月末まで
午前8時30分～午後5時00分

●受付場所とお問い合わせ先
社会福祉課(市役所1階) TEL52-2119
建築住宅課(市役所3階) TEL52-2120

●対象 久慈市内に住む被災された方。
県内の他市町村からの転入者も
対象となります。

●復興事業全般に関するお問い合わせ先
復興企画課(市役所2階) TEL54-8005

■住宅を新築・購入する方

支援事業等	り災判定区分等					担当課
	全壊(滅失)、解体	全壊(残存)	大規模半壊	半壊	一部損壊	
被災者生活再建支援金(加算支援金)	200万円(単身世帯150万円)					社会福祉課
被災者生活再建支援事業	住宅再建費用	100万円(単身世帯75万円)				社会福祉課
	住宅上乗せ分(市独自)	200万円(最大)				社会福祉課
	土地購入分(市独自)	100万円(最大)				社会福祉課
生活再建住宅支援事業	バリアフリー	90万円(最大)				建築住宅課
	県産材使用	40万円(最大)				建築住宅課
	宅地復旧	200万円(最大)				建築住宅課
	かさ上げ、よう壁工事(市独自)	100万円(最大)				建築住宅課
	利子補給(新築)	当初10年間の利子相当額(融資限度額1,460万円、金利上限2%)				建築住宅課
	利子補給(既往)	既往住宅債務5年分の利子相当額を補給				建築住宅課
引越経費助成(市独自)	10万円/回×2回(最大)					社会福祉課

■住宅を補修・改修する方

支援事業等	り災判定区分等					担当課
	全壊(滅失)、解体	全壊(残存)	大規模半壊	半壊	一部損壊	
被災者生活再建支援金(加算支援金)	100万円(単身世帯75万円)					社会福祉課
生活再建住宅支援事業	住宅補修				30万円(最大)	建築住宅課
	住宅補修(市独自)	100万円(最大)				建築住宅課
	住宅補修(市独自)				50万円(最大)	建築住宅課
	耐震改修	60万円(最大)				建築住宅課
	バリアフリー改修	60万円(最大)				建築住宅課
	県産材使用	20万円(最大)				建築住宅課
	宅地復旧	200万円(最大)				建築住宅課
	かさ上げ、よう壁工事(市独自)	100万円(最大)				建築住宅課
	利子補給(補修)	当初10年間の利子相当額(融資限度額640万円、金利上限1%)				建築住宅課
利子補給(既往)	既往住宅債務5年分の利子相当額を補給				建築住宅課	
引越経費助成(市独自)	10万円/回×2回(最大)					社会福祉課

■民間賃貸、災害公営住宅に入居される方

支援事業等	り災判定区分等					担当課
	全壊(滅失)、解体	全壊(残存)	大規模半壊	半壊	一部損壊	
民間賃貸、災害公営家賃助成(市独自)	民間賃貸:3万円/月(5年間)、災害公営:2万円/月(5年間)					建築住宅課

※ 「全壊(滅失)、解体」・・・全壊(滅失)は、住宅を滅失した場合(やむを得ず解体したもの)を含みます。

※ 記載の金額は、想定される最高支援額です。

※ 担当課・・・社会福祉課(Tel52-2119)、建築住宅課(Tel52-2120)